

千葉市次世代育成支援行動計画（後期計画）に対する意見の概要と市の考え方

*ご意見は、可能な限り原文を尊重して公表させていただきましたが、集計の都合上、一部は趣旨を損なわないように配慮しながら、要約させていただきました。

I 総論

NO	事業名	意見の概要	意見数	市の考え方	修正の有無
1	計画全般への意見	<p>人間の人格形成に最も基礎となる幼児期をどのように過ごすかは重要です。特に、義務教育までの育ちにおいて家庭は基本的な場であり、子どもが最も安心して過ごせる場です。</p> <p>残念ながら、今日の子どもを取り巻く家庭環境は必ずしも子どもたちが安心して十分に過ごすだけの「ゆとり」が与えられていません。</p> <p>それに呼応するかのごとく、保育、幼稚園教育の低年齢化、長時間化が美化される傾向にあるが、必ずしも歓迎できません。なぜならば、もっとも基礎である「家庭」で過ごし時間が少なくなり、家庭以外で親以外と過ごす時間が増えるからです。</p> <p>保育所の場合、家庭で過ごす時間よりも保育所で過ごす時間が多いという危機的状況となっています。人格形成期に両親と過ごす時間の少ないことにより、安心した落ち着いた心の成長が阻まれるとすれば、それは将来への不安と直結していきます。</p> <p>むろん、女性の社会進出を否定するつもりはありませんが、生活のためにやむを得ず働かざるを得ない女性たちが増えていることを考慮しなくてはなりません。男性の育児休暇を取りやすくすることや、育児休暇そのものの拡大(就学時までにする)は、次世代育成支援の必須項目であると認識しています。</p>	1	<p>ご意見のとおり、1人の人間の人格形成において、幼児期をどのように過ごすかということは大変重要です。そしてそれは、親がどのように子育てをするか、子育て環境が充実しているか、また、地域の協力が得やすいかなど、幅広い要素が関わってきます。</p> <p>また、近年は、若い世代のライフスタイルや職業観の変化、共働き家庭の増加などにより、ワークライフバランスの視点にたつて、働きやすく子育てしやすい社会を実現していくことが求められています。</p> <p>こうした子育て環境の変化に対応するためにも、本計画では、保健・福祉だけではなく、教育・まちづくりなど、幅広い分野にわたる施策を総合的に推進し、子育て家庭を支援することで、子どもたちが家庭の中で十分な「ゆとり」が得られるように努めていきます。</p>	修正なし
2		<p>「保育計画」(中略)と一体のものとして策定」と称するのなら、「2 千葉市の現状」に平成17～21年の認可保育所、保育ママといった保育に欠ける児童を保育してきた状況(4/1現在)と待機児童数の推移や直近の待機児童数、また、0～5歳児の年齢別の日本人・外国人の人口に対する保育所(保育ママも含めても可)、幼稚園、家庭の割合くらいは載せ、市としてはそれをどう評価したのか。</p>	1	<p>保育所・幼稚園など、就学前の児童の状況をグラフで掲載します。</p>	修正あり
3		<p>○計画全般について</p> <p>重点的に優先順位の高い事業を掲げ、メリハリのある計画にしないと、何となくたくさん事業と目標をだらだらと掲げているだけで、市民にはこの計画がめざしたいところが伝わってきません。計画書に優先順位の高い事業をどう考えているかを盛り込んでください。</p> <p>○P5に関して</p> <p>「(6)計画の策定にあたり」に、「目標事業量などをもとに、毎年度、点検・評価を行い、その進捗状況をホームページなどで公表」とあるが、これはアウトプット評価と考えられます。</p> <p>この計画によって、どういう成果を上げようとしているのか、端的に言うと、市民の視点では「子育てを楽しんでいるのかどうか」、行政の視点では「千葉市は子育てがしやすいまちなのか」に行き着くはずで、その現状(基準値)を後期計画開始の直後に取得し、後期計画の後続計画策定の段階で取得するなど、単に市として施策をどれだけ実施したかというようなひとりよがりな評価は行ってほしくない。</p> <p>国の「後期行動計画手引き」には、これ以外にもアウトカム評価となり得る項目が多くあるので、よく吟味して計画書に明記したうえで、より実効性のある政策を展開するとともに、成果を公表してください。</p>	1	<p>「4 計画の構成」の中に、本計画で目指している本市の姿を「(2)基本理念」に掲げ、その達成状況を図る成果指標を追加しました。</p> <p>計画の評価等については、事業ごとにできる限り目標数値の設置を行い、アウトプット評価を行うとともに国の手引きもふまえて、アンケート等による市民の満足度や達成度などのアウトカム評価も行います。</p> <p>事業の成果は、前期計画と同様、ホームページ等で公表します。</p>	修正あり

Ⅱ 各論 基本目標1 次代を担うこどもの参画の推進

基本施策1 こどもの参画によるまちづくりを推進する					
NO	事業名	意見の概要	意見数	市の考え方	修正の有無
4	こどもの参画基本計画の策定	「次代を担うこどもの参画の推進」が新しく入ったのは未来につながる重要なものと評価しますが、その動きが市民にどれだけ知られているのでしょうか。 「こどもの力」フォーラムやワークショップ、「こどものまち」は参画を支えるこどもの育成や関わる大人の養成として意義があり継続を望みますが、より計画的な広報周知が必要だと思います。 応援する市民、推進する市民を増やす学びの場づくり(例えば、出前講座、ボランティア養成講座、シニア向けの市民大学などのプログラムに入れる)も急務ではないかと思えます。	1	昨年実施したこどもの力フォーラムは、「こどもの参画と地域社会」をテーマとし、672人の参加者があり、開催後も多くの問い合わせをいただいています。 今後も「こどもの参画」の考え方や事業内容について、平成22年度の出前講座メニューとするなどさらなる広報周知に努めていきます。 「こどもの参画」を応援する市民を増やすことについては、計画事業No. 9「こどもに信頼される大人」に関する調査研究をはじめとする各事業により、人材育成に努めていきたいと考えています。	修正なし
5		後期計画に新たに「次代を担うこども参画」が加えられたことに大賛成です。 こどもの参画基本計画の策定にあたっては多くのこどもや市民の公募による参画で策定されることを希望いたします。	1	こどもの力フォーラム・ワークショップでは、参加者の募集を市内の中学・高校、こども交流館を通じた呼びかけ、市政だより、ホームページでの公募により行います。また、ここでの意見を「こどもの参画基本計画の策定」にあたり、反映していく予定です。	修正なし
6	こどもの力フォーラムの開催	実施は賛成ですが、教育委員会とかなり連帯を取らないと、地域にいる子どもたちに情報も伝わらない。毎日、少しずつでいいので、職員や関係者が学校に出向き趣旨をしっかりと教師や子どもに直接伝える努力をすべきと思います。	1	現在も、子ども部局と教育委員会では、定期的に協議の場を設けて、連携を図りながら施策の企画と実施等を行っております。今後もこうした協議を継続的に行っていくとともに、学校などへの広報の推進を図っていきます。	修正なし
7	こどものまち開催	「こどものまち」など、学校外での施策についても、必要な場合、教育委員会と連携をとりながら実施するという事を入れられませんか？	1		
8	その他	判断基準となっているアンケートを中高生対象に取っているが、ここに掲げられた事業を全市的に、有効に実施するためには、教育部局との協力が不可欠です。	1		
9	こども参画条例等の調査・研究等	「こどもの参画」の前提として、こども自身も大人も、こどもの存在をどう考えるか、こどもは保護や支援が必要な存在であると共に、「こども市民」と言う言葉があるように、大人と共に社会をつくっていくパートナーであると考えられるか、ということが大きく関わってきます。 日本が批准している国際条約である「子どもの権利条約」には、子どものさまざまな権利といっしょに「参画」が挙げられています。 参画の推進には、その他の子どもの権利に対する理解と合意が、子ども・大人双方に必要です。また、理念的な条例ではなく、こどもの参画を具体的に保障するシステムやさまざまなつらい状況から、こども自身が助けを求められるオンブズパーソン制度の明記など、参画に限った条例ではなく、総合的な「こども条例」の策定を望みます。	1	市では、「子どもをただ守られるだけの存在ではなく、一番未来を持つ一人の市民として自覚と役割を持つ存在に育てる」ためにこどもの参画に取り組んでいます。 いただいたご意見については、子どもが希望や責任を持っていきいきと育つことができるよう、今後、子どもの社会への参画の仕組みを検討していく中で、児童の権利に関する条約の内容に留意し、他市の取り組み状況等をみながら、検討を進めていきます。	修正なし
10	その他	こども参画の推進について記されたことを評価します。 しかし、「子どもの権利」についての記述がないことは不十分です。 基本目標を「次世代を担うこどもの権利・参画の推進」とし、基本施策に「子どもの権利を守る」を加えてください。こどもに関する施策の基本となるのは、子どもの人権であり、こどもの権利参画が土台となるべきです。 25ページの計画事業全体を、こどもの権利・参画についての条例を作ることを目指すものにしてください。 25ページの計画事業に、こどもに自分の持っている人権、権利について学ぶことのできる機会を事業として加えてください。自分の権利を学ぶことは他人の権利を学ぶことでもあり、とても重要です。	1	①「子どもを守る」という観点から、子どもの人権に係る諸問題に迅速・適切に対応するため、4月に設置される「こども未来局」に、児童虐待、非行等を統合して担当する「こども家庭支援室」を設置します。本計画でも目標8に「支援が必要な子どもと家庭への対応」を設け、総合的な支援を図っていくこととしています。 ②各計画事業を実施していく中で出てきた提言や課題等を、事業No. 6「こども参画条例等の調査研究等」に活かしていきます。そのため、同ページの計画事業全体で、条例の作成を進めることとしています。 ③事業No. 4「こどもの力ワークショップ」において、子どもたち自身が、子どもの権利について考える機会を設けています。	修正なし

基本施策2 こどもの自立を支援する					
NO	事業名	意見の概要	意見数	市の考え方	修正の有無
11	こどもに信頼される大人に関する調査研究	子どもに思いのある大人はたくさんいるが、子どもに指示や命令をすることが中心になる人も多い。子どもの力を引き出すことについて、十分な研修が必要。この事業が研修で終わることなく、少しでも早く実際の人材育成が始められることを望みます。	1	調査研究の成果を反映した「人材の育成・登用の事業化」が、早期に実現するように、努めます。 具体的には、子どもたちが、事業No.29「こどもカフェ」等の居場所で安全に過ごすことができるように、相談や関係の構築などの総合的なコーディネートを行えるような、専門性を有する人材の登用のあり方を検討していきます。 また、広報については、こどもを取り巻く様々な課題について子ども、市民、専門家、行政が共に考えていく「こどものカフォーラム」の開催などについて、市内の中学・高校への通知、市政だより、ホームページへの掲載など様々な手法を使ってお知らせすることで、市全体で「こどもの参画」への理解が深まるよう、努めます。	修正なし
12		こどもに信頼される大人やプレーリーダーの存在は、大変重要な課題と考えます。人材育成や登用の調査研究に早期に着手し、実際の活躍現場を早い時期に実現するようすすめていただきたいと思います。 さらに登用に関しては安上がりの人件費保障ではなく、専門性が活かされ、評価され継続して活動できるような専門職員としての登用の方向性を探ってほしいです。また、専門的な職員だけが現場でがんばるのではなく、千葉市民全体でこども参画を理解し、温かいまなざしを持って見守れるような市民への啓発的な広報が必要ではないでしょうか。計画事業に追加を提案いたします。	1		

Ⅱ 各論 基本目標2 子育て家庭の「育児力」の向上

基本施策3 子育てに必要な情報を得られるようにする					
NO	事業名	意見の概要	意見数	市の考え方	修正の有無
13	子育てハンドブック	子育てハンドブックや子育てマップは、現役の親たちを巻き込んで作成して欲しい。	1	子育てハンドブックでは、より役立つ冊子となるように、平成20年版から、最終ページで皆様からのご意見・ご感想を募集しており、作成の参考にさせていただきたいと考えております。 また、子育てマップについては、貴重なご意見として今後検討させていただきます。	修正なし

基本施策4 子育ての不安や悩みを解消し、家庭の子育てを支援する					
NO	事業名	意見の概要	意見数	市の考え方	修正の有無
14	地域子育て支援拠点事業	近くにリラックス館を作ってほしい。	1	子育てリラックス館の開設については、市民ニーズや乳幼児数の動向、既存施設の配置場所などを踏まえ、地域子育て支援センターと合わせて検討します。	修正なし
15		子育て支援館および子育てリラックス館については、施設の立地、開設日時、スタッフ体制、サービス内容等について、利用者の声を集約し、事業内容を検証したうえで、後期計画を立案すべきです。 他市の同種事業も研究すべきです。	1	地域子育て支援拠点施設の利用者に対し、定期的にアンケートを実施し、その結果等を施設運営に生かしております。 今後もアンケート実施をはじめ、他市の状況を研究し事業の充実に努めます。	修正なし
16	子育てサポーター・家庭教育アドバイザー配置事業	家庭教育アドバイザーがどこへ配置され、誰からの相談に応じ、誰に対して助言をするのか、文面から全く分かりません。	1	事業内容の文言を改めます。 「家庭教育アドバイザー(臨床心理士有資格者)は、各区に1名ずつ配置されており、主に子育てサポーターに対して専門的な立場から助言を行います。また、サポーターからの依頼により、子育ての悩みをもつ母親に直接助言を行います。	修正あり
17	その他	「基本施策4 子育ての不安や悩みを解消し、家庭の子育てを支援する」、「基本施策22 社会的養護体制の充実を図る」に、個別援助技術の専門家である社会福祉士を活用した相談体制の充実を考えていただきたい。また、文部科学省のスクールソーシャルワーカーでの活用も考えていただきたい。 ソーシャルワーカーとカウンセラーとの大きな違いは、本人・家庭や回りの環境に対して「介入」するかしないかにあり、障害のある子どもに限らずさまざまな困難事例の子どもや家庭に対して、大きな役割を果たすことが期待できるからである。これは保育士や教員にはなかなかできないことであり、児童相談所を設置しているとは言え、1か所では十分な対応は困難であると考えます。	1	相談体制の充実は重要な課題であると考えており、4月に設置される、支援が必要な子どもたちへの各種対策を統合して担当する「子ども家庭支援室」において、子どもたちへの支援・保護の体制の充実・強化を図っていきます。 社会福祉士を活用した相談体制の充実については、少子・高齢化の進展による福祉需要の増加に対応するため、平成19年度採用試験より社会福祉主事任用資格取得(見込)の方(社会福祉士の資格を含む)を対象とした試験区分「事務(福祉)」を設け、児童相談所や各区保健福祉センター(福祉事務所)などの相談・援助・指導部門等に配置しております。今後も相談業務等の充実に努めます。	修正なし
18		相談を受ける職員に社会福祉士を活用していただき、スクールソーシャルワーカー等の設置などに取り組んでいただきたい。	1	スクールソーシャルワーカーの設置については、国や他政令市等の動向をみながら引き続き検討していきます。なお、本市では全中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒及び保護者に対するカウンセリングを行い、個々の悩みや問題の解決へ向けた支援を行っております。さらに、2区に1名、スーパーバイザーを配置し、緊急時の対応やカウンセラーからの相談に応じるとともに、必要に応じて関係機関と連携を図り、児童生徒を取り巻く環境への働きかけを行うなどその改善を図っております。	
19		父親子育て支援の企画等のおりに、飲料などがあると父親同士の会話がなめらかになるのではと思います。	1	利用者のニーズなどを踏まえ検討します。	修正なし

基本施策5 子育て家庭を経済的に支援する					
NO	事業名	意見の概要	意見数	市の考え方	修正の有無
20	高校授業料不徴収	高校就学支援が市立高校のみというのはフェアではない。県立や私立は、また別に県などの補助がありますか。	1	国の事業が、公立高校授業料不徴収と高等学校等就学支援金に変更になり、市立高校については、本年4月から授業料を不徴収とする予定です。県立・私立高校については、県の担当課で対応いたします。	修正なし

Ⅱ 各論 基本目標3 地域の「育児力」の向上

NO	事業名	意見の概要	意見数	市の考え方	修正の有無
21	「現状と課題」	<p>基本目標3の「現状と課題」の文章で、子どもルームの記述がほとんどなく、日中過ごせる場所としての記述だけでは、「居場所」や「生活する場」という観点から、少し理解しにくいと思います。</p> <p>また、それを支える人材についても「子育てを終えた高齢者」という記述から、子どもルームの中身や指導員の仕事・専門性についての現状と課題が分からないものとなっています。</p> <p>子どもルームには、単に遊んで、活動するだけの場所ではなく、おやつを食べたり、宿題をしたり、疲れたら休養したり、具合が悪くなれば、横になる。長期休業中には、昼食も食べるという親が働いて、自宅で過ごせない子どもたちのそういう生活がありますので、その記述が必要です。また、「保護者との連携した子育て」も子どもルームの大事な要素だと思うので、載せてほしいです。</p>	1	<p>現状と課題の文章は、本市の状況と統計による分析を紹介するものですので、特に、子どもルームのみを詳細に記載することを意図したものではありません。「人材」については、あくまで例示としてあげてさせていただきましたが、ここではいわゆる地域の力に期待する文章としているため、職業としての保育士や教員、子どもルーム指導員を記載しておりません。</p> <p>また、「子育てを終えた高齢者」の文言は、今後、団塊の世代の退職者が増加することから、豊かな経験と知識を生かしていただくことが、まちづくりの大切な視点であるという認識によるものです。</p> <p>なお、子どもルームの事業内容や指導員については、計画事業No.70・71に記載しております。</p>	修正なし
22		<p>基本目標3の「現状と課題」の中で、子どもルームの記述がありますが、調査結果を踏まえ、ニーズの高いことを表現しているのではと思いますが、「雨の日でも……」「その場所へ行くと誰かと遊べるという場所へ行く」子どもルームの利用希望者は……子どもの居場所については、平日・土日を問わず子どもが日中過ごせる場所のニーズは高くなっています。……と言う表現ですと放課後子ども教室推進事業と放課後児童健全育成事業(子どもルーム)が混同されてしまいます。</p>	1	<p>ご意見の通り、案の文章では、子どもの居場所の一般論に、子どもルームに限定した状況が混在しており、わかりにくくなっていましたので修正します。</p> <p>「～答えています。また、放課後の子どもの居場所の1つとなっている子どもルームの利用希望者は、現在利用している人も含めて25.5%に達しています。これらのことから、平日、土・日曜日を問わず、子どもが日中過ごせるような「子どもの居場所」のニーズが高いことがわかります。」</p>	修正あり

基本施策6 地域におけるこどもの居場所を確保する					
NO	事業名	意見の概要	意見数	市の考え方	修正の有無
23	子どもルーム整備事業 子どもルーム運営事業	子どもルームは居場所ではない。保護に欠ける児童の生活の場として、法令に規定された事業であることを施策の大前提として認識すべきである。そして、未設置学区に子どもルームを開設すべきであり、改善や移転、第二の開設は、その後に着手すべきです。	1	子どもルームは、保護者の就労を支援するいわゆる「保育」の機能とともに、子どもの健全育成を図り、放課後の居場所としての役割を併せもっていることを認識しております。 設置の順序については、限られた財源の中で、児童数の推移や地域の需要を勘案し、優先順位を決定しております。	修正なし
24		NPO法人等が実施する放課後児童健全育成事業を、子どもルーム整備事業における待機児童を解消する方法の一つとして、および子どもルーム運営事業における市民参画を推進する方法として位置付ける事を提案します。	1	NPO法人等が実施する放課後児童健全育成事業を市の施策としてどのように位置づけるかは、今後、検討していきます。	修正なし
25		No.31の利用児童数についても、保育所の入所児童数は増える見込みなのに、子どもルームは、「継続して実施」とあるのみというのは、おかしいです。子どもルームの利用者の多くは、保育所から継続して利用することが多いのにそのことの考慮がされていません。	1	具体的な数値目標として、利用児童数(利用率)を記載します。 小学1～3年生の児童のうち、子どもルームを利用している児童数(割合) 現状:利用児童数6,193人(23.4%) → 平成26年:7,591人(29%)	修正あり
26		子どもルームの計画事業の記述で、平成26年度の目標事業量(数値目標)が全小学校区設置とあるのみで、大規模ルームの分割や狭隘、老朽化のルームについての改善のための数値目標が出されていません。優先順位があるので、書けないということではなく、せめて「目標事業量」のところに「状況を見て、分割設置や施設の改善を実施」と書いてほしいです。	1	大規模ルームの解消は、子どもルーム整備事業における課題の1つと認識しており、本計画でも、狭隘化しているルームの改善を行うこととしています。	修正なし
27		待機児童の削減のために、子どもルームの定員が増えることは、保育の質の低下に繋がるので、40人定員を目安に施設の増加を目指してほしい	1		
28		説明会に参加して、(子どもルーム)が待機児童対策として述べられた点で危険を感じました。 優先度だけが一人走りをする3年生までとされている国の施策にも反しますし、必要度を正確に調査し増設する努力をおしまないで下さい。	1	子どもルームは、就労等により昼間家庭に保護者のいない、原則として小学校1年生から3年生の児童を対象に、指導員の活動支援のもと、放課後等を過ごす遊び及び生活の場を提供するものです。 利用申し込みに対する入所決定の判断基準については、保育所を利用していたお子さんの保護者の就労の継続性等も勘案し、検討していきます。しかし、障害のあるお子さんや、特別な事情がある場合は、6年生までの利用もできるようにしています。 増設については、毎年度、児童推計値や意向調査等により需要数の把握に努め、整備計画に反映させており、待機児童が多い場合の第2ルーム等の設置についても、その中で計画しています。	修正なし
29		子どもルームの優先順位について、現在は3年生までは継続利用が認められています。 これを崩して新1年生がたくさん入ったルームの2年や3年は押し出されるという状況では、いつルームを利用できなくなるかわからず、安心できません。 必要な地域には複数設置をしっかりと計画して下さい。 継続利用をさせず、新一年生の待機が居なくなれば行政課題が無くなるかようになりますが、増設し、利用希望者が入所できる環境を整えて下さい。	1		
30		子どもルームの対象児童を「1から6年」とし、かつ親の就労等の要件を無くして、親が働いていない子供でも入れるように全児童を対象として整備を行ってください。 児童福祉は子どもの権利保障を最優先すべきで、保護者の労働保障にとどまらず、子どもの実態に応じて、子どもルームへの利用希望者は誰でも、すぐに利用できるようにすべきです。特に子どもに障害がある場合、親の子育て不安や虐待の疑いがあるとき、生活の困窮の場合などは優先的に利用ができるようにすべきです。	1		

NO	事業名	意見の概要	意見数	市の考え方	修正の有無
31	子どもルーム整備事業 子どもルーム運営事業	基本施策11で保育所が取り上げられています。12を「放課後児童健全育成事業」として、子どもルームの整備・拡充を起こして下さい。保育所を利用していた子どもは、小学生になっても保護者が働いている間、子どもが安全で、安心していただける場所としての「子どもルーム」に来ています。基本目標3-6に、子どもルーム事業がありますが、両方必要です。	1	子どもルームは、保護者の就労を支援するいわゆる「保育」の機能と、子どもの健全育成を図り、放課後の居場所としての役割を併せもっています。 しかし、子どもルームが、保育所からつながる事業であり、近年、共働き世帯の増加に伴い、働く保護者を支援する必要性がさらに高まっているという現状を考慮し、事業の掲載位置を見直しました。	修正あり
32		子どもルームに通って来る子ども達は「行っても行かなくても良い場所」ではありません。 仕事と両立の支援に立てば子ども達が安心、安全が保障される場所＝子どもルームではなくてはならないのです。 全ての子ども達がいつでも利用できる様な児童館とは、まったく違う質のものです。	1	基本目標4・基本施策11のなかに、「(3)子どもルームの充実」を設けます。 一方、子どもの居場所としての役割も果たしていることから、基本目標3・基本施策6にも再掲事業として掲載します。	
33		子どもルーム事業が、「基本目標3 地域の育児力」にしか取り上げられていないことに違和感を感じます。子どもルーム事業の大きな柱には「働く保護者を支援する」ことがあります。「基本目標4 仕事と家庭の両立支援」へは、再掲ではなく、もっと踏み込んだ記載が必要です。	1		
34		保育所については、項目を掲げて書かれていますが、子どもルームについては、まったく記入されていません。千葉市の事業としては、市民に定着されている事業です。なぜ記述がされていないのですか？ 学齢期の放課後対策として子どもルームの整備、拡充は今後も重大な施策です。新たに項目をおこして下さい。子どもルームは(全国的には学童保育)保育所と同等です。 「親の就労と子どもの育成の両立を支える支援」の課題なのではないですか？ 量的にも大きく広げると聞いておりますのに非常に疑問に思います。子どもが安全に安心して過ごせるよう生活の場を提供する子どもルームの明記が必要です。	1		
35		「基本目標4 仕事と家庭生活の両立支援」の基本施策11に、子どもルームが再掲として載っています。その載っているところが、就学前の子どもに対するもの、「保育所以外での多様なサービスの提供」の項目にあるのは明らかにおかしいです。 項目を分けて「就学児の保育・子育て支援」として載せたらどうでしょうか。案のままで、子どもルームは、保育所の付帯サービスのようで、その重要性がはっきりしないと思います。	1		
36		保育所と子どもルームには流れがあります。保育所利用＝子ども利用へとつづきます。 それゆえに保育所の課題と同様に子どもルームも課題も明確にすべきです。	2		
37		子どもルームは働く親にとって、なくてはならないものです。 放課後子ども教室と子どもルームは、事業の目的が異なるものであり、子どもの受け皿を一つにまとめることが効率的という勘違いから起こっている問題点は解決しません。 それぞれの事業の充実を図ることで、子どもたちの豊かな放課後の居場所づくりを進めてほしい。 放課後子ども教室の充実が実現すれば、現在は選択肢のなさから、やむなく子どもルームを利用されている方の中には、放課後子ども教室で事足りる方も多数現れ、結果的に子どもルームの待機児童問題も解決されるはずです。	1	放課後子ども教室と子どもルームについては、連携を図りながら、別個に運営をしています。今後もそれぞれの事業の特質を生かしながら、充実を図ります。	修正なし
38		放課後子ども教室との一体化は利用者のニーズが異なるので保護者の就労支援という立場から別個運営としてほしい。	1		

NO	事業名	意見の概要	意見数	市の考え方	修正の有無
39	子どもルーム整備事業	子どもルームには専任の指導員と専門的な知識をもった“人”が必要です。毎日人が入れ替わる様な子どもルームでは子育て支援にはなりません。	1	子どもルームには、教員、保育士などの資格を有した専任の指導員等を配置しています。	修正なし
40	子どもルーム運営事業	学童保育は、非常に重要な役割を担っているが、質の向上に向けた取り組みと根本的な対応が遅れているのが現状です。 若い指導員(外遊びの指導や多くのルーム内行事を企画するのに不可欠です)が、不足して、総体として質の向上ができるシステムとなっておりません。20年働いても、1年目の指導員と全く同じ年収250万の給与の指導員に若い保育士や教員資格をもった青年たちが、子どもルームに職を求めますでしょうか。子どもルームの質の向上のために努力していくことが、千葉市の根本的な予算の本質的な軽減につながり、大きな利益となると私は思います。 上記理由により、子どもルームの運営については、指導員の処遇の改善を求めます。	1	子どもルームを運営していくうえで、指導員の果たす役割は、大変大きいものと考えております。そのため、適正な人員配置を図り、指導員に過渡の負担がかからないよう、配慮するとともに、研修を実施して指導員の質の向上を図っています。 これを踏まえて、事業内容の文言を修正します。 「運営に当たっては、指導員の適正配置、指導体制の充実、研修の実施を行うとともに、処遇の改善を行います。」	修正あり
41		保育所では、「保育サービスの質の向上」のところで職員研修事業が載っていますが、子どもルームは放課後、子どもプラン合同研修しか載っていません。子どもルーム独自の研修事業を載せて、実施すべきです。(現在、子どもルームでも独自で、研修は行っています。その継続と拡充です)	1		
42		基本施策11の「(3)保育所以外での多様なサービス」再掲30・31は、子どもルームの整備事業・運営事業となっています。施設の改善・指導員の研修も行っているのではと思いますが。	1	施設の改善については、事業No.70「子どもルーム整備事業」に記載しています。 また、指導員の研修については、事業No.71「子どもルーム運営事業」の事業内容を修正して、記載しました(意見41参照)。	修正なし
43	こどもの居場所のあり方	地域におけるこどもの居場所を確保する上で、放課後子どもプラン、子どもルーム、そしてこどもの居場所のありかたが書かれていますが、子どもルームという保育に欠ける要件に該当する子どもは、決して多数派ではありません。 多くの子どもが安全・安心に放課後を過ごせるように、文部科学省の放課後健全育成事業だけではなく、きちんと屋根があって大人の目がとどくところで安全に過ごすことができるような全体図を描いてほしい。 また、こどもの居場所のありかたの現状が、調査研究で平成26年度の目標が方針作成では話にならない。千葉市には児童館がなく放課後健全育成事業もふたを開けてみないとわからないところもあるでしょうが、時間・スピード感を大切にしたい。子ども交流館の利用が年間12.3万人であっても、ほとんどの子どもは年1回にも満たない利用であり、身近な場所で子ども自身が創意工夫して過ごせるような居場所を数多く用意してほしい。 こどもカフェ(仮称)に期待したいですが、例えば使わなくなった保育所、公務員住宅など、市の資源でも結構あるはず。もちろん、学校施設の活用が最も望ましいです。	1	「こどもカフェ」については、地域との連携による事業化に向けて、早期に設置できるよう努めます。 また、余裕教室などの既存施設を「こどもの居場所」として活用していくことについても検討していきます。 なお、「こどもの居場所」のあり方の目標事業量の表記については、平成26年度までに方針作成が完了している状態であることを指していますが、現在、調査研究を進めているところであり、計画期間中の早期に方針を定め、実際の施策に反映していきたいと考えております。	修正なし
44	こどもカフェ(仮称)の設置	児童館がない千葉市がようやく地域にこどもの居場所をつくる計画を盛り込んでくれたことは良かった。箱モノができない状況であるから、既存の施設を使うことは賛成。質の良い、運営ができそうな地域からモデル事業を始めるのが良いと思います。	1		修正なし
45	公民館主催事業	主催事業に青少年向けがあまりにも少なかった。小さい時から公民館が子どもを歓迎するような施設に変身することから始めないと、主催事業をやっても子どもは参加しない。手を差し伸べるべき子どもたちが参加する気になるような仕掛けが必要。親が遅く帰ってくるような子どもたちのために、夕飯を公民館で自分でつくるような講座を開催し、食べることを通じた支援をできないものかと思っています。	1	平成20年度の公民館事業の実績では、全公民館事業のうち、約42%が少年を対象(親子対象を含む)とした事業であり、今後も学習ニーズを踏まえて、少年を対象とした事業を企画・実施します。	修正なし

基本施策7 地域におけるこどもの活動の機会を提供する					
NO	事業名	意見の概要	意見数	市の考え方	修正の有無
46	スポーツ施設管理事業	少年野球チームの活動振興のために空地の借入を仲介してほしい。球場を整える必要はないのです。管理も保護者がボランティアでやります。でも場所が足りないのです。スポーツの強さも千葉市の良さです。	1	市政だよりや本市ホームページを通じて、スポーツ・レクリエーションの場となる運動広場を増やすために、無償で借り受けられる未利用地を募集しておりますが、現在のところ新たな運動広場として活用できる場所が見つからず、活動場所の確保が困難な状況です。	修正なし
47	子育てフォーラムの支援	子育てフォーラムの支援 現在、市内4カ所でやっているが、全区で立ち上げるよう支援してほしい。	1	子育てフォーラムは、地域で活動しているみなさんの自発的な活動に対して支援を行っております。立ち上げに向け支援が必要な場合は、ご連絡ください。	修正なし
基本施策8 学校・家庭・地域の連携と子育てを支える人づくり					
NO	事業名	意見の概要	意見数	市の考え方	修正の有無
48	ファミリー・サポート・センター事業	ファミリーサポートセンターのサービス提供者をさらに増やすべき。ボランティアを志願する健康な高齢者は増加している。逆に子育て世帯が高齢者世帯に提供できるサービスもあります。	1	ファミリー・サポート・センターの周知や、会員と地域住民との交流会を実施し、提供会員を増やします。	修正なし
49	次世代育成支援対策の推進体制の充実	こどもの居場所は、大人の居場所でもあります。税金を安くするなどのメリットがあれば、このことに積極的に取り組める企業はあります。	1	子どもや子育て家庭を社会全体で支援していくことが大切と考えており、様々な場面での周知や、地域・事業者の理解に向けた取り組みを進めています。	修正なし
50		こどもの問題は大人の問題の鏡である。大人が良くなればこどもも良くなる。地域や企業を巻き込んだ取り組みをさらに具体化してほしい。	1		
51	その他	今ある事業を大切にしてください。事業と事業を連携させることで新しい展開の可能性を見出してほしいです。 現在もたくさんの方が青少年の健全育成に協力し活動しています。その人々を孤立させないでほしい。 頑張っている大人、信頼できる大人は少なくない。そんな大人の姿をこどもに伝え切れていない。今ある仕事を広くPRしてほしい。	1	ご意見の通り、「頑張っている大人」や「信頼できる大人」など様々な方々が、青少年の健全育成に限らず、各種の子どもや子育て家庭への支援に、地域で活躍されています。こうした取り組みが孤立しないよう、地域の人材をネットワーク化したり、活動を広く紹介するなど、各事業を通じて取り組んでいきます。	修正なし
52		地域の中でボランティアや住民のマンパワーを活用するのであれば、住民を動きやすくするための仕掛けが必要で、行政から指導することも必要だと思います。この役割は、主に社会福祉協議会が担っていると思われるので、役割を持たせてもらいたい。	1	地域において、地域、行政などの様々な主体が協働するには、関係者間の「協議」による取り組みが大切で「指導」は馴染まないと考えています。子育てフォーラムへの支援などを通じ、地域での協働の円滑化を支援していきます。	修正なし

Ⅱ 各論 基本目標 4 仕事と家庭の両立支援

基本施策9 仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進					
NO	事業名	意見の概要	意見数	市の考え方	修正の有無
53	ワーク・ライフ・バランスの推進	市役所の定時退庁については、広報が不十分です。定時退庁の結果、職員の家庭生活がどのように変わったか、職員自身が深く認識して欲しい。さらに、それを市民や市内の民間企業に向けて具体的にアピールすることがこの事業の目的ではないか。	1	広報については、平成19年度より首都圏の八都府県共同によるワークライフバランス推進キャンペーンを行っております。21年度も、パンフレット、ポスターの作成・配付、イベントの開催（市内で1回、都内で1回）、商工会議所広報誌へのアピール文掲載、ワークライフバランスの一言宣言の募集及び表彰等、多面的な広報活動を行いました。 今後も、引き続き、ワークライフバランスの周知・啓発に努めていきます。	修正なし
基本施策10 男女が共に担う家庭生活づくり					
NO	事業名	意見の概要	意見数	市の考え方	修正の有無
54	企業の社内研修等の場を活用した出前講座	企業の社内研修等の場を活用した出前事業は声が掛かるのを持っている事業はあえて施策とは言いません。	1	出前講座は、市の制度を市民の皆様を紹介していくうえで、1つの有効な方法であると考えておりますが、今後、より効果的な情報提供について検討していきます。	修正なし
55	職場と家庭生活等との両立を支援する多様な制度の普及促進	私は今年、出産を控えています。育休をとらせてもらったらまた復帰を予定しています。スムーズに復帰できる環境を希望します。	1	職場と家庭生活等との両立を支援する制度等の情報提供を行います。	修正なし
56	その他	この施策では印刷物の作成・配布が多すぎます。それで何か実効性のある「事業」を行っていると思うのは、行政の幻想にすぎません。	1	冊子やパンフレットなどの印刷物は、市の制度を広く市民の皆様を紹介するうえで、依然として有効な方法であると考えており、特に、仕事と家庭生活の両立支援の推進のためには、ワークライフバランスについての周知・啓発を幅広く行っていき、社会や地域みんなで子育てを支えていく意識を育てていただくことが不可欠と考えています。	修正なし
57	男女共同参画週間	クリアファイルの作成で啓発が図れると思うのは行政の妄想であり、税金の無駄使いです。	1	しかし、今後は、仕事と家庭支援の両立を図るうえで、より効果的な啓発手法を検討しながら、必要に応じて見直しなどを行います。 男女共同参画週間は男女共同参画推進のための啓発を行うものですが、クリアフォルダは毎年作成しているものではないため（平成22年度は予定なし）、目標事業量を訂正します。 「ポスターを作成するなど、男女共同参画週間の啓発を図ります。	修正あり
58	その他	育休を取得しても保育所に空きがないと復帰できないので育休を途中で切り上げてしまう人もいます。 育休をとりたい期間、完全にとれるよう保育所の予約ができる様な制度はつくれないか	1	本市として、待機児童の解消を第一に考えています。待機児童がいるにも拘わらず、保育所に空きを作ることは難しいと考えます。	修正なし

基本施策1 1 質の高い多様な保育サービスを提供する					
NO	事業名	意見の概要	意見数	市の考え方	修正の有無
59	認可保育所の整備等	区ごとに地域格差も大きい(例えば中央区の千葉みなと駅周辺はファミリーマンションの建設ラッシュ)はです。 例えば、各区ごとに0～5歳児の人口割合と0～5歳児の100人当たりの人口に対する保育所の定員数(つまり基盤整備率)くらい分析して、今後5年間でどの地区を重点的にどういった内容で整備するのかを示していただきたい。	1	今後も、待機児童の発生状況やマンションの建設等住宅開発の状況などを踏まえて、整備予定地域を決定していきます。	修正なし
60		地域の子育て支援の拠点となっている公立保育所を民営化しないで下さい。	32	公立保育所の民営化や改築は、「公立保育所のあり方(案)」の中で検討してきましたが、国で「新たな保育の仕組み」の検討が行われていることなどから、今後、「あり方(案)」の内容の抜本的な見直しの必要性について検討することとしており、その中で、検討していきます。	修正なし
61		待機児童解消は公立保育所の新設や改築で行って下さい。	36		修正なし
62		老朽化した保育所の改築をして下さい。	32		修正なし
63		保育所定員の弾力化はやめて下さい。	14	定員の弾力化については、児童福祉施設最低基準に加え、千葉市の保育所設置認可基準を遵守して実施しており、今後も、保育の質を適正に確保しながら、定められた制度の枠内で児童の受け入れ拡大を図る予定です。	修正なし
64		待機児童解消のため、狭い保育室に多くの子どもたちを入れようとしています。ゆったりと過ごさせてあげるために、詰め込みはしないで下さい。	5		修正なし
65		保育園に必ず園庭をつけて下さい	2	国においても、園庭の確保が困難な場合には近隣の公園等でも代替可としており、本市においても、駅周辺地域に立地する小規模保育所については園庭要件の緩和を実施しております。	修正なし
66		基本施策11の「67 認可保育所の整備等」、「74 保育ママ事業」、あるいは無認可保育所「保育ルーム」、幼稚園の預かり保育の扱い等として、待機児童対策として具体的にどう考えているのか、即ち、今後5年間の各年度の具体的な計画値を盛り込む必要があるのではないか。	1	待機児童解消に向けた具体的な実施計画として、平成22年2月に「待機児童解消に向けたアクションプラン2010」を策定しました。 これにより、基本施策11の「(1)保育所待機児童の解消」の文章を修正します。	修正あり
67		22年1月1日現在、923名という待機児童数はきわめて異常であり、早急かつ有効な対策が望まれます。 にもかかわらず、向こう5年間の数値目標を具体化する、地域や箇所数を明示した計画が何も示されていません。	1	なお、アクションプラン2010については、市ホームページで公開しています。 ホームページアドレス http://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/shien/	修正あり
68	一時預かり事業	一時保育を行うところを増やして欲しい	1	本プランにおいて18か所増やし、平成26年度には37か所での実施を目指すこととしております。	修正なし
69	障害児保育事業	障害保育を充実させてほしい	1	平成22年度より発達障害のある児童を障害児保育の対象児童とするなど、障害児保育の充実に向けていきます。	修正なし
70		発育障害児の保育の充実の為、正規職員の加配を行って欲しい。	16		修正なし
71	保育ママ事業	保育ママを待機児童対策(緊急避難)の一環として考えるなら、年度始めには100人以上の増員を図るべきです。	1	今後も保育ママの拡充に努めていきます。	修正なし

NO	事業名	意見の概要	意見数	市の考え方	修正の有無
72	保育士等の自己評価の実施	保育士が外から向上を迫られ効率的に結果を追求して子どもを追い詰めたり保育を歪めてしまう危険性があるのではないのでしょうか？ 保育士等の自己評価を実施し、それを給料に反映させることは止めて下さい。	1	保育士等の自己評価は、保育所保育指針に示されているものであり、専門性の向上や保育実践の改善のために、必要があると考えます。	修正なし
73		評価される人もする人も、その人のまなざしを気にしながら仕事していくのは、「おとなたちが共同で大切に子どもを育てていく」という基本を失うのではないか。そのため、保育に評価は合わないと思う。	1		修正なし
74	その他	認可保育所だけでは待機児童対策が追いつかないなら、認可保育所以外の保育の質の担保のこともしっかり書き込んでいただきたい。 なお、子どもルーム(学童クラブ)は保育計画ではないが、同様のはずです。	1	認可外保育施設の保育の質の向上のため、研修事業を実施いたします。なお、本プランでは、計画事業No.79に含んでおります。 また、子どもルームも研修事業を実施しており、計画事業No.71に含んでおります。	修正なし
75		市の保育士の採用年齢を25才ではなく、もっと上げて下さい。	2	職員の確保策の一つとして検討する必要があると考えています。	修正なし
76		アレルギー児への対応や食育推進のため、保育所の給食に従事する職員は正規職員を配置してほしい。	3	非常勤職員の活用により、アレルギー児への対応など給食業務に支障が出ないようにしていきます。	修正なし
77		正規の保育士を増やして下さい	2	正規職員に加え、非常勤職員の活用により、保育に支障が出ないようにしていきます。	修正なし
78		千葉県では、なぜ、認定子ども園を待機児童対策として選択しないのですか。廃園や縮小に追い込まれる幼稚園は多いです。充実した施設設備をそのまま活かして、保育事業にとりくむべきです。	1	新たに策定した「待機児童解消に向けたアクションプラン2010」の中では、既存施設の有効活用を方針の柱の一つとしており、当該計画を推進する中で幼稚園の活用にも取り組んでいきます。	修正なし

その他の意見

NO	事業名	意見の概要	意見数	市の考え方	修正の有無
79	その他	千葉県で子供を産み、育てる家庭を増やすこと、その子ども達を健全に育てる事、その子ども達が更に、故郷で家庭を営もうとすること。これが、千葉市の次世代支援の中で具体的に目指すべきことであり、その為に必要な事を考え、実現可能で実行力のある施策を選択的・優先的に取組み予算を配分すべきです。 最も力を入れるべき施策は「仕事と家庭の両立支援」です。 働く意欲と能力を持つ人は、すべて年齢、性別、障害のある・なしにかかわらず、働き続けることが可能な千葉県であること。結婚や出産のみならず、産休や育児明け、さらに就学後の待機児童問題のため、職場を辞めるようなことがあってはならないです。	1	ご意見の通り、子育て中の方に限らず、「働く意欲と能力をもつ人が、働き続けることが可能」であることが大切です。 特に、近年は、若い世代のライフスタイルや職業観の変化、共働き家庭の増加などにより、ワーク・ライフ・バランスの視点にたつて、働きやすく子育てしやすい社会を実現していかなければなりません。 そこで、本計画でも、特に、基本目標4に「仕事と家庭生活の両立支援」を設定し、ワーク・ライフ・バランスの推進や質の高い保育サービスの提供に努めていきます。	修正なし

Ⅱ 各論 基本目標5 こどもと母親の健康づくり

基本施策14 食を通じて心身の健全育成を図る					
NO	事業名	意見の概要	意見数	市の考え方	修正の有無
80	健康づくり推進事業	過度なダイエットに対して、学校教育における食育教育の中で警鐘を鳴らしていただきたい。	1	学校教育における食育は、「学習指導要領」にも盛り込まれています。給食の時間と共に、家庭科など各教科、総合的な学習の時間、特別活動の時間で学校給食を生きた教材として活用した指導を計画的に行っております。また、偏食、過度なダイエットなどの児童生徒に対する個別的な指導も行っております。	修正なし
81	保育所における食育の推進	<p><事業内容> 「野菜の栽培・収穫体験や調理体験～食育の推進を図る」とあるが、分野が狭くこのことだけで食育とはいえない。</p> <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「保育所における食育に関する指針」が示す食育の5項目の中の1つであり「料理と食」の分野のみであること ・3歳未満児は発達の特性から、5つの項目を明確に区分することが困難であると言われることから3歳以上児のみの対象となってしまう、入所の全乳幼児対象とはなっていないこと。 ・3歳以上児についても5項目を総合的に行うことになっている。 ・市内全園が野菜栽培を行う環境ではない。(認可された小規模保育園など) <p><私見> 乳幼児を対象の表現「楽しく食べる体験を通して食への関心を育み、食を営む力の基礎を培うため、食育の推進を図る」としたらどうか。</p>	1	<p>食育の内容は広範囲ですので、詳細については千葉県食育推進計画で示しております。</p> <p>千葉県食育推進計画も踏まえた内容ですので、よりわかりやすいよう文章を追加し、修正しました。</p> <p>「野菜の栽培・収穫体験や調理にかかわる体験など千葉県食育推進計画を踏まえ、食育の推進を図ります。食育講座等を実施し、地域の特性を生かした保育所の食育を研究し推進します。」</p>	修正あり
82		<p><事業内容> 保護者や地域の子育て中の親に対して「食育講座等の実施」とあるが「など」にどのような内容が含まれているか観えない。</p> <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者には「食事の大切さを伝え協働で子育てをすること」が必要であること ・地域の子育て家庭からの「乳幼児の食に関する相談」を「助言すること」により食への関心と育児支援を図ることが求められていること <p><私見> 「地域の子育て家庭の食に関する相談・助言・講座等を実施し、地域と連携した食育活動の推進に努める」としたらどうか。</p>	1	千葉県食育推進計画に具体的内容を示しております。	修正なし
83		<p><主な対象> 「入所児童」について</p> <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第4条では「児童とは18未満をいう」と規定されていて、保育所・園に入っている子どもは「乳児及び幼児」を使用すべきではないか <p><私見> 「児童」を「乳幼児」に変更</p>	1	本計画では、「入所児童」と統一させていただきます。	修正なし

NO	事業名	意見の概要	意見数	市の考え方	修正の有無
84	保育所における食育の推進	<p><主な対象> 「地域の子育て中の親」について</p> <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所保育指針では「地域の保護者」又は「地域の子育て家庭」を使用している ・「親」とは子どもの父・母を言い、広義では祖父母も当たるが、現在様々な人が子どもの養育に携わることから妥当ではない <p><私見> 「地域の子育て家庭」に変更</p>	1	本施策では、子育てに係る人を含めて「子育て中の親」と統一させていただきます。	修正なし
85	その他	千葉市の強さは農業と自然です。こどもと大人が共に食料生産と環境保全、食育に取り組んでください。	1	地産地消の推進・環境にやさしい食育の推進の参考とさせていただきます。	修正なし
86		「基本施策14 食を通じて心身の健全育成を図る」については、たとえば農芸関係の高校生や家政科や農学部系の大学生たちも関わりやすい専門領域であり、色んな交流があつて良いのではないかと思います。	1	食育推進運動の展開と連携・協力体制の確立の参考とさせていただきます。	修正なし

Ⅱ 各論 基本目標6 次代を担うこどもをはぐくむ教育の充実

基本施策15 次代の親への意識づけを図り、家庭の教育力を高める

NO	事業名	意見の概要	意見数	市の考え方	修正の有無
87	思春期保健対策事業	思春期保健対策は中学校2年生対象に行われますが、各区1中学校だけでなく、すべての中学校で実施されると良いと思います。中学の間に、1人1回は受講することを目標としてほしい。保健師さんや助産師さんのお話しをはじめとするプログラムは、専門家からの現実に沿ったもので、子どもたちにとっても役立つものです。学校の理解も得られるよう、現場を知る保健師、助産師等専門家の立場から、学校側に説明し、実施への理解を得てほしいです。	2	今後も千葉市助産師会の協力を得て、教育委員会や学校と連携を図り、事業の充実を図ります。	修正なし
88	ブックスタートの検討	ブックスタートの検討とありますが、0・1・2・3才児とお母さんのためのアートスタートの検討も加えていただきたいと思います。生の舞台芸術を親子一緒に観ることは、親子のふれあいや絆を深めます。また、こどもだけでなく親もほっとする癒しや楽しみ場となり子育て応援でもあります。	1	ブックスタートは、乳児と保護者がゆっくりと心ふれあう時間を持ち家族の絆を深め、虐待防止にも効果があると考えています。アートスタートについては、今後、調査・研究していきます。	修正なし

基本施策16 すべてのこどもがいきいきと学べる学校教育を目指す

NO	事業名	意見の概要	意見数	市の考え方	修正の有無
89	学校評議員制度	学校評議員制度について 保護者や地域の人たちに、学校評議員の役割をはっきり知らせ、評議員名を公表し、気がついたことや意見や疑問など情報交換できるような関係にしていかないと、形だけの制度になっているのではないかと思います。	1	学校評議員はPTA・保護者会・地域の自治会や青少年育成委員会等それぞれの立場で学校と家庭・地域の連携を図るべく、学校運営について校長への意見を行っております。学校では保護者・地域へ学校だより等でその役割や学校運営に対する意見・評価等を含め紹介するよう努めていますが、ご意見については今後の参考とさせていただきます。	修正なし
90	特色ある学校づくりの推進	特色ある学校づくりについての取組は、責任者の裁量経費の枠を大きく設けることで幾つかの問題がクリアされて行く可能性のある、良い取組みだと思います。しかし、相互の知恵の交換の場が設けられたり、それを生徒主体で学校対抗で発表し合うような仕組みがあれば、その取組みが各校の誇りになる可能性があるのではないのでしょうか。	1	小・中学校隔年ではありますが、「輝けわたしたちの学校」という冊子を刊行し、学校相互の取組みの様子についての情報交換をすでに行っております。生徒主体の学校間の発表の仕組みにつきましては、学校の意見等も聞きながら可能性の有無を探っていきたくと考えています。	修正なし
91		各校が特色ある学校作りに、この予算をどのように使い、成果を上げたかを具体的に報告し、検証すべきです。	1	特色ある学校づくり予算については、前年度に各学校がその実態に基づきながら予算計画を立案し、教育委員会に提出しています。その内容については十分に吟味し、執行状況の把握にも努めております。	修正なし

NO	事業名	意見の概要	意見数	市の考え方	修正の有無
92	学校図書館充実推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・子供たちを大切に思うなら、直接、子どもに貢献している学校図書館指導員の専門性と熱意を高く評価して、よりよい指導ができるように、永く雇用して積み重ねた知識と経験を子供たちに還元できるようにしてください。 ・全国に先駆けて学校司書を全校配置した千葉市であり、成果も上げてきている。10年間たった今こそ、未来を支える子供たちの一番身近にある学校図書館を大切にすべきである。週に5日、小中学校へ全校配置をめざしてほしい。 ・学校図書館は、これからますます情報センターとしての機能を生かし、学習する意欲の受け皿として、非常に重要な役割を担うべきだと考えます。 ・学校図書館は、児童虐待やいじめ、クラスになじめないなど、心に悩みを抱えている子供たちの「安心できる居場所」としても機能しています。信頼できる第三者としての指導員の役割は重要です。 ・生涯学習を振興するためにも「調べて学ぶ」教育は重要であり、特に環境、科学、福祉、国際理解という教育はこれからの千葉のために必要だ。「調べ学習」を充実させるべきです。その授業に対応するためにも、週5日使える図書室を目指してください。 	1	<p>学校図書館指導員は、本人の希望を踏まえて勤務していただいております。</p> <p>研修を重ねながら指導力を向上させるとともに、学校教職員との連携を常に保ちながら、児童生徒の読書意欲の充実に努めています。</p> <p>全校配置により図書館が「子どものオアシス」とよべるように環境が整備された上、読書量も伸びてきています。さらに、調べ学習で図書室を利用することも多くなり、「読書センター」に加えて「学習情報センター」としての機能が充実しています。</p> <p>様々な面で、学校図書館指導員の配置の効果が出てきており、今後も現行制度がより効果的に機能するよう検討を加えていきます。</p>	修正なし
93		学校図書の蔵書が質量ともに貧弱。予算をもっと増額すべきです。	1	<p>文部科学省が定めている「学校図書館図書標準」の蔵書率と照らし合わせても、本市の学校の蔵書率は、ほぼ100%であり、量的には基準を満たしております。</p> <p>ただし、内容的に古いものであったり、児童生徒の調べ学習に十分に対応できなかったりという課題がありますので、今後とも計画的に整備していきます。</p>	修正なし
94	外国人児童生徒指導教室運営事業	日本語が十分に使えない外国人生徒が10人以上いる学校数をカウントし、必要とされる教員数を明示すべきです。	1	日本語指導が必要な外国人が多く在籍する学校に対し、指導に必要な消耗品を購入するための予算を確保している他、指導のための教員を、必要に応じて配置しております。	修正なし
95	小学校施設機能向上事業	子どもが快適な学習環境の中で過ごすことができるよう、市立小・中学校・特別支援校に冷暖房設備を設置して下さい	1	<p>普通教室には扇風機が2台設置済みであり、猛暑時は夏季休業になることや、耐震改修計画において平成27年度までに学校の耐震化を完了させることが第一優先であるため、耐震完了後に検討していきたいと考えます。</p> <p>また、既にエアコンは保健室、図書室、コンピュータ室に設置済みです。</p>	修正なし
96	小学校特別支援学級運営事業	小中学校とも、特別支援学級の数が少ない。法令の改正により、軽度発育障害も受け入れられるようになったため、児童数は逆に増えている、と聞きます。小中学校とも2校に1校程度は、特別支援学級を設置すべきではないか。	1	特別支援学級を新たに、19年度は小学校5校、中学校3校、20年度は小学校7校、中学校1校、21年度は小学校3校、中学校6校と、年々設置校を増やしており、21年度現在、特別支援学級等設置率は小学校56校で46.7%、中学校26校で45.6%となっています。今後も、居住地に近い学校に通えるよう特別支援学級設置率の向上に努めます。	修正なし

NO	事業名	意見の概要	意見数	市の考え方	修正の有無
97	特別支援教育児童生徒学校給食費扶助事業 特別支援教育児童生徒学用品等扶助事業	東松山市では障害児の通園施設があることが、かえって障害のある子と親を普通の暮らしから遠ざけているという反省から、重度障害児も医療的なケアを必要とする子どもも地域の普通の場所(保育所)で受け入れるようにし、通園施設を廃止しました。 分けられた場所(施設)を充実させることは、結果的に分離・隔離を促進し、地域での普通の暮らしを奪うことになり、ノーマライゼーションとは逆行します。 障害のある子が遠くの施設や学校に通い、障害のない子が近くの幼稚園、保育所、学校に通うというのは普通に考えておかしいことです。 親の負担も大きく、市の税金負担もたくさん必要になります。 例えば、特別支援学級に通学する児童生徒に対する給食費、学用品等に費用の援助をおこなう事業については、同じ収入で同じ地域から同じ学校に通っているのに、特別支援学級に通っている障害児の親は援助が受けられて、普通学級に通っている障害児の親は援助が受けられないという不公平な事業になっています。 分けられた場所(施設)の優遇をなくし、友に育ち共に学ぶことに振り向けていくという転換が必要です。	1	本市では、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた自立や社会参加が可能となるよう、特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室、通常学級があり、毎年特別支援学級を数校ずつ新たに設置し、居住地に近いところでの学習の場の確保に努めております。それぞれの児童生徒にとって、適した学習場所を選択できるようにするとともに、交流や共同学習の場も用意しております。 特別支援教育就学奨励費については、法令により、国の補助を受けて、特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対して、給食費・学用品費等を支給しています。	修正なし
98	スクールカウンセラー活用事業	中学校のスクールカウンセラーは来校日が圧倒的に少ないです。	1	現在、基本的に年間280時間、原則週2日、1日4時間の勤務体制で実施しています。時間数の拡充については、国の動向等も踏まえながら、今後検討していきます。	修正なし
99		スクールカウンセラー配置が中学校の生徒にとって心の居場所、保健室と同様に居場所になっていると思います。	1	市内全中学校57校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒の心の悩みの解消に努めております。	修正なし
100	こどもと親の相談員等活用事業	子どもと親の相談員は、小学校3校程度ではあまりにも少なすぎる。	1	小学校の相談活動については、中学校のスクールカウンセラーが必要に応じて相談を行っております。	修正なし
101		子どもにとっても、親にとっても学校外の第三者の相談窓口として人権を守るという大きな枠でのオンブズパーソン制度が必要だと思っております。	1	教育センターや養護教育センターの教育相談や教育相談ダイヤル24等で、子どもの学校生活に関する悩み等の相談活動を行っております。	修正なし

その他の意見					
NO	事業名	意見の概要	意見数	市の考え方	修正の有無
102	その他	<p>「生きる力」として括弧書きであるということは、文部科学省が使用している用語と推定しますが、この言葉を一般の人が正しく理解しているとは考えにくいです。一方で、54ページでは括弧書きで書いていない。誤解を招かないような用語の使用を行ってほしい。</p> <p>また、「生きる力」の筆頭である「確かな学力」に関して、「知識や技能はもちろんのこと」とあるが、子どもが通う小学校の授業参観日を何日か見ましたが、あるいは、こどもに聞いても、例えば算数は計算問題ばかりで応用問題はあまりやっていません。きちんと学力の強化を図ってください。</p>	1	<p>新しい学習指導要領では、「生きる力」を「変化の激しいこれからの社会を生きるために必要となる確かな学力、豊かな人間性、健康・体力」と定義づけております。今後とも市民の皆さんに「生きる力」の正しい理解が図られるよう努めてまいります。また、「生きる力」を支える要素の一つである「確かな学力」は、「基礎的な知識や技能を習得し、それらを活用して課題を解決する力」とされていることから、今後とも各種研修会や学校訪問等を通して、授業改善についての指導助言を行ってまいります。</p> <p>なお、「生きる力」の表記については、括弧書きで統一します。</p>	修正あり
103		<p>障害理解教育をすべての小中学校(特別支援学級のない学校にこそ必要)で、すべての健常児に対して行ってほしい。</p>	1	<p>特別支援教育が3年目になります。各学校ではその考えに則り、障害についての正しい理解と対応が図られるよう、教員研修の充実に努めています。今後、児童生徒にも、障害に対する理解を広めていくことを検討していきます。</p>	修正なし
104		<p>学校教育に、労働者の権利を学ぶ授業を取り入れてください。</p> <p>非正規雇用が増大し、失業者が多い現代の社会で、労働者の権利を学ぶことは生きるために必須だと考えます。</p>	1	<p>中学校の社会科公民的分野の学習においては、社会生活における職業の意義と役割及び雇用と労働条件の改善について、勤労の権利と義務、労働組合の意義及び労働基準法の本質と関連付けて学習しています。</p>	修正なし
105		<p>大学生が、いま持っている知識や知恵、学んでいる技能などが活かされて行く場を、昨今の大学教育としては、おしなべて作っていきたいとする立場だと感じています。</p> <p>従って、こういった場に大学生が入って行くことができる基盤と言いますか、従来の大学と千葉市との連携の枠組みに加えて、学生がじかに関与出来る、関与する責任や楽しさを体験出来る場をつくり得ないか、と思います。</p>	1	<p>本市には、複数の教育・保育系の大学があり、これらの地域資産を地域の子どもたちの育成に活用することも大切な視点と考えています。</p> <p>今後、事業No.9「こどもに信頼される大人に関する調査研究」や、事業No.28「こどもの居場所のありかた」の中で、大学生の力を発揮できる体制等についても検討する予定です。</p>	修正なし
106		<p>基本目標6について、現状と課題として、ノーマライゼーションの進展により、障害のあるこどもが地域の普通学級と一緒に学んでいるが、その存在についての認知度や受け入れの意識が低いことが問題としてあります。県内他市では、すでに人口呼吸器を付けた児童生徒が地域の小・中学校の普通学級に在籍し、痰の吸引等は看護師が配置されて行われているなどの例があります。また、鳩山総理大臣を本部長とする「障がい者制度改革推進本部」で、障がい者制度改革については「共に学び共に育つ教育への転換」が検討されるといわれています。</p> <p>国連障害者権利条約の批准も検討されている中、障害のある子どもに関して、共に育ちあう教育をめざす記述がないことは、不十分です。</p> <p>「障害のある子もない子と共に学び友に育つ教育を目指します」との記述を加えてください。</p>	1	<p>本市では、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた自立や社会参加が可能となるよう、特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室、通常学級があり、それぞれの児童生徒にとって、適した学習場所を選択できるようになっています。また、より多くの児童生徒と交流及び共同学習の場を確保できるよう努めております。</p> <p>なお、記述に関して、基本施策16は「すべてのこどもがいきいきと学べる学校教育を目指す」としてあります。障害のある子に限らず、様々な家庭環境の中にいる子どもたちや、外国人の児童などもあります。こうした子どもたちのすべてが、共に学べることを目指して、施策を設けています。</p>	修正なし

NO	事業名	意見の概要	意見数	市の考え方	修正の有無
107	その他	子どもの権利・参画を基盤とした学校作りを目指すべきです。 基本目標6「学校教育において、子どもの権利・参画を進めます」の記述を加えてください。	1	現在も、子ども部局と教育委員会では、定期的に協議の場を設けて、連携しながら施策の企画と実施等を行っております。今後も、子どもの参画等も対象に、こうした協議を継続的に行っていきます。 学校教育に関しては、「千葉市学校教育推進計画」の中で、「命を大切に にする心や思いやりの心をはぐくむ教育の推進」を基本施策の一つとして 設け、人権教育に取り組んでいます。 また、「こどもの参画」については、「こどものカフォーラム」及び「こども のカワークショップ」への子どもたちの参加を積極的に募り、子どもたちの 社会への参画と自覚を促進していきます。	修正なし
108	その他	院内学級の充実や、病気で入院を余儀なくされているこどもと保護者が笑顔になるよ うな舞台芸術(病院内で、こどものためのパントマイムやピエロ、人形劇や音楽などの 小作品を楽しむ)体験の検討もお願いしたいと思います。	1	院内学級については、消耗品等を配布し、学習が充実するように支援 しております。舞台芸術につきましては、ボランティアの活用等について 検討していきます。	修正なし
109	その他	学校が発信元となって地域や関係機関との取り組みをリードしてほしい。	1	「千葉市学校教育推進計画」において、「学校・家庭・地域連携まちづく り推進事業」や「学校評議員制度の充実」をはじめ、「学校支援システム の整備」等を計画事業として位置付けており、これらの取り組みにより、学 校と家庭、地域との連携の充実を図っていきます。	修正なし

Ⅱ 各論 基本目標7 子育て家庭にやさしいまちづくり

基本施策20 こどもが自然と触れ合う、身近な遊び場を確保する					
NO	事業名	意見の概要	意見数	市の考え方	修正の有無
110	公園利用の活性化及び子どもたちの健全育成の場づくりのための公園緑地等の活用	公園等をプレーパークにできるよう、組織、ルール作りを積極的に進めてほしい。子どもたちの森公園は、なかなかその良さが分かってもらえる場所がないので、各区のふつうの公園がプレーパークになるよう、この施策は推進してほしい。一般の人が、プレーパークについて誤解していることも多いので、プレーパークの意義を伝えられるような仕掛けが必要だと思います。	2	新規に子どもたちの森公園のような公園を整備するかたちではなく、身近な公園や緑地等の一部をプレーパークとして利用できるように検討します。 公園緑地をプレーパークとして利用するための手順や要件などのルールを定めます。 また、関係課とともに、ルールづくりを定めるなかで運営支援内容や組織などを検討します。	修正なし
111		プレイリーダーを新たに養成するのは、予算と時間が掛かる。ベテランの子どもルーム指導員の経験と知識を活用すべきです。	1	プレイリーダーはプレーパークに欠かせない人材であり、子どもたちの森公園でのプレイリーダーの配置実績などから、プレイリーダーの人材確保、養成のための予算確保などについて、関係課とともに運営支援の組織やルールづくりを行うなかで検討します。 子どもルーム指導員のノウハウを活用することについては、ご意見を参考にさせていただきます。	修正なし
112	街区公園整備	よく見る新しい住宅地の公園は、小さい子供向けの乗り物がポツンとあるだけの無味乾燥な公園が多く、本当に子ども達の育ちに配慮した公園なのか疑問。業者がつくりやすだけの公園になっていないか、有識者や市民を交え、公園のあり方を考える場が必要ではないか。	1	宅地開発によって提供される公園は、開発区域内に居住される方の利用を想定しており、小規模な公園の場合は、幼児の利用を最優先に考えて施設内容を決定しています。 開発後、一定期間が過ぎ、公園に対する地域のニーズが変化した場合には、地域の方々と一緒に公園のあり方について考えていきたいと思えます。	修正なし
113	公園施設維持管理事業	公園の遊具が壊れたまま放置されているのを見かけることがある。定期的に巡回し、安全点検を行ってほしい。	1	公園は月1回以上の点検を行っていますが、至らない点があり、申し訳ございませんでした。今後は、より慎重に点検を行って参ります。 なお、異常を発見した場合は、お手数ですが、所管の公園緑地事務所まで、ご連絡をお願いいたします。	修正なし

Ⅱ 各論 基本目標 8 支援が必要な子どもと家庭への対応

基本施策22 社会的養護体制の充実を図る					
NO	事業名	意見の概要	意見数	市の考え方	修正の有無
114	子育て短期支援事業(ショートステイ事業)	子どもが入院した時に24時間付添で、下の子の預け先がなくて困りました。結局、民間の保育園を利用しましたが費用もかかるし、もう少し安く利用できるサービスがあると助かります。一時も離れてはいけないと言われ、下の子の送迎もままならない状況だったので、緊急の場合でも送迎も含めてお願いできると実家から離れて子育てをしてる者は安心だと思います。	1	看護等による一時預かり・送迎には、「子育て短期支援」をはじめ、「一時預かり」、「ファミリー・サポート・センター」を実施しており、今後も事業の充実を図ります。	修正なし
115	地域連携コーディネーター事業	今、まさに必要とされる事業であると思います。外国人世帯が多い地域と小中学校は、担当課は十分に把握しているはずであり、具体的には数値目標を掲げるべきです。	1	この事業は、外国人への日本語学習指導等の支援のため、コーディネーターを配置しボランティアや学校自治会等との連携を図る事業です。平成21年度8月から国際交流協会へ1名配置し、今年度は、コーディネーターの育成を行いながら、市内各学校の調査や、モデル地区の行事への参加などを行っています。今後は、さらに教育委員会等と連携し、連携体制の確立に向けモデル事業を展開する予定です。具体的な数値目標については、連携体制が整った時点で検討します。	修正なし
116	その他	非行や犯罪を犯した少年を更生に導く取り組みを明確にしてほしい。	1	基本施策22に、非行少年等をサポートする事業を追加します。 ①事業名:「No.234 青少年サポート事業」 ②事業内容: 関係機関・団体等と連携を図りながら、課題を抱えている児童生徒・無職少年及び家庭に対し、個々の実情に即した実務者からなるサポートチームを組織し、立ち直りに向けての支援(基礎学力支援・進学支援等)を行います。 ③目標事業量:21年度:21件(12月末現在) → 26年度:20件	修正あり
基本施策23 子どもの虐待とDV被害を防ぐ					
NO	事業名	意見の概要	意見数	市の考え方	修正の有無
117	児童虐待対策事業	マスコミ等の報道で虐待の通告が増大し、と言う承認は妥当ではない。虐待はどんな小さな兆候、異常でも見逃さない事が肝要です。	1	通告件数の増加については、近年、マスコミ等で虐待問題が取り上げられる機会が多く、これにより市民の関心が高くなったことが、その要因の1つであると考えます。 しかしながら、ご指摘の通り、虐待予防においては、小さな兆候や異常も見逃さないことが、何よりも肝要です。 本計画でも、強い育児不安を感じていたり、虐待の恐れがあると認められた家庭を対象にした相談事業や家庭訪問を実施し、虐待予防に努めています。また、児童虐待に対する市民の意識を高めることも、地域で虐待を防止するという観点からも大切であり、オレンジリボンキャンペーンなどにより、啓発活動に取り組んでいます。 なお、児童相談所では通告を受けてから48時間以内の対応をしております。	修正なし
118	専門職員向け「虐待発見・対応マニュアル」の改正	虐待対応のマニュアル作成だけでなく研修も必要だと思います。	1	マニュアル作成だけではなく、児童相談所職員への内部研修の他、民生委員、主任児童委員や保健師、保育士、学校関係者など関係機関を対象にした研修を行っております。	修正なし

基本施策24 ひとり親家庭の自立を支援する					
NO	事業名	意見の概要	意見数	市の考え方	修正の有無
119	ひとり親家庭医療費助成の推進・現物給付化	単親世帯では、そもそも子どもを医療機関へ連れて行くことに困難さを感じます。付き添いサポート体制(FSC)や夜間(休日)診療の充実が求められています。	1	ファミリー・サポート・センターをはじめ、家庭生活支援員、病児保育の拡充を図っていきたいと考えています。	修正なし
120	その他	ひとり親家族の子育てに関して、子育てに真の困難をもたらすのは、若年(未成年)出産です。 未成年の結婚・出産は多くの場合、単独で家庭を形成しない。親世帯に依存するか、最初から単親家庭となってしまうか、のいずれかです。 結果として、親ひとり、子ひとり、になることも多く、経済的にも恵まれません。その意味でも子育ては困難を極めます。親の虐待(ネグレクト)や子の非行、という望ましくない結果をもたらすことも多く、こうした「負」の側面への対策は、根本的には、この若年出産および子育てを、いかに回避するか、ということに尽きます。 自尊感情を育てるとともに、他者をいたわり、慈しみ、愛すること。自他ともに成長したのちに、よきパートナーとともに、幸せな家庭を営むこと。よく考え、愛情のある結婚を決意すること。衝動や暴力によらない妊娠への明確な意思を持つこと。こうした「愛情教育」「人間教育」「家庭教育」を、学校教育のいずれかの段階で、真剣に取り上げるべきだと考えます。	1	思春期保健対策事業により、父性、母性の涵養、生命の尊厳や性に関する教育を実施しており、今後も教育機関の協力を得て事業の充実を図ります。	修正なし

Ⅱ 各論 基本目標9 こどもの安全の確保

基本施策27 こどもを犯罪から守る					
NO	事業名	意見の概要	意見数	市の考え方	修正の有無
121	こども110番のいえ	現状の実施数を明記すべきです。	1	計画事業に、現状の実施数を明記します。 11,040件(H22.3月末現在)	修正あり

Ⅲ 計画の推進に向けて

NO	事業名	意見の概要	意見数	市の考え方	修正の有無
122	計画の推進体制	<p>計画の推進にあたっては「推進体制」を明確に位置づけ、計画に加える必要があると思います。</p> <p>所管が市長部局と教育委員会に分かれていますので、双方に開きが出て成果に影響を及ぼさないように体制を準備すべきと思います。</p> <p>「推進体制」は各所管、有職者、市民、NPO、現場の専門家や職員等で構成し、計画の進捗、事業終了後の評価を主な役割とします。</p>	1	<p>本計画の庁内の推進体制については、前期計画でも、教育委員会も含めた関係局で構成される「夢はぐくむ ちば こどもプラン推進委員会」を設置し、計画の推進に当たり連携を図ってきましたが、後期計画においては、これを全部局に広げて策定に当たっております。</p> <p>また、庁外の推進体制については、計画の進捗や評価についても、前期計画から、大学関係、医療関係、学校、保育関係などの有識者で構成される「千葉県社会福祉審議会児童福祉専門分科会」で審議を行い、毎年その状況を公表しており、後期計画でも、同様に推進する予定です。</p>	修正なし

その他の意見

NO	事業名	意見の概要	意見数	市の考え方	修正の有無
123	その他	<p>子育て支援に関わる一市民として自ら動く ということに関して、行政にフォローアップしていただく手段として、身近なところにあるのが「助成金」「補助金」という、資金援助でありましょうが、その流れに疑問を感じることがあります。行政として援助、振興していかなければならない事業が多々あることは、承知していますが、はたして、始めに補助金ありきの活動を、年々歳々継続していくことが、本当によいのでしょうか。</p> <p>財政難のいまこそ、見直さなければならぬ事業もあるのではないのでしょうか。</p> <p>できうるかぎり、徒に議論を重ねるだけの活動に対する事業費支出を削減し、本質的にこどもを守る具体的な活動に資金援助が厚くなるような仕組みができないものかを、行動計画の進捗のなかで、ご配慮いただきたいと思ひます。</p>	1	<p>ご意見を参考にして、助成金・補助金も含め、事業の見直しも行いながら、計画の推進に取り組んでいきます。</p>	修正なし
124	その他	<p>千葉県では現在、地域福祉計画の見直し作業が進んでいると思いますが、子育て分野についても、地域福祉計画の中でも関わってくる分野であるように思っています。計画を策定するのであれば、地域福祉計画推進協議会の内容を考慮していただきたいです。</p>	1	<p>地域福祉計画推進協議会での審議等を参考とさせていただきながら、本計画でも施策の充実を図ります。</p>	修正なし
125	その他	<p>ニコチン依存によるこどものタバコ被害に対する異常な過小評価をする状態のないようお願いいたします。</p> <p>日本の憲法の人権、健康は最も尊重されるべきものです。</p> <p>未成年の喫煙や路上喫煙・ポイ捨て、火災を招くなどタバコ関連業者などの商業活動は、ニコチンの依存性によって健康被害を過小評価させ正常な判断をさせなくして社会の健全性を著しく歪めています。</p> <p>こどもがなんらかの喫煙シーンをみることも有害です。</p> <p>全面禁煙とすべきと明示すべきであり、本計画の施策についても、摘要してください。</p>	1	<p>子どもに対するタバコの害について、ご意見を参考にさせていただきます。</p>	修正なし